

(単独事業者用)

設 計 施 工 契 約 書 (案)

- 1 事 業 名 豊田市消防団上郷詰所格納庫改築事業
(設計・施工一括発注方式)
- 2 事 業 場 所 豊田市 上郷町 地内
- 3 事 業 内 容 要求水準書のとおりとする。
- 4 契 約 金 額 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 金 _____ 円
- 5 契 約 保 証 金 金 _____ 円
- 6 事 業 期 間 自 契約締結日の翌日
至 令和9年10月29日
- 7 支 払 特 記 (1) 前払金 _____ 円
(2) 部分払の回数 4回以内
(3) 支払請求に関する特記あり
- 8 契 約 特 記 特記事項なし

上記の事業について、事業内容の適切な履行により市政の円滑な運営に資することを契約の目的として、発注者を甲とし、契約者を乙として、次の約款により契約する。

契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、令和●年●月●日から本契約の締結までの間に、当事者がなした本契約に定める行為に相当する行為は、本契約に基づくものとみなして、本契約を適用する。

令和●年●月●日

(甲) 発注者 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市

代表者 豊田市長 太田 稔彦

(乙) 契約者
住所
会社名
代表者

(グループ用)

設 計 施 工 契 約 書 (案)

- 1 事業名 豊田市消防団上郷詰所格納庫改築事業
(設計・施工一括発注方式)
- 2 事業場所 豊田市 上郷町 地内
- 3 事業内容 要求水準書のとおりとする。
- 4 契約金額 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 金 _____ 円
- 5 契約保証金 金 _____ 円
- 6 事業期間 自 契約締結日の翌日
至 令和9年10月29日
- 7 支払特記 (1) 前払金 金 _____ 円
(2) 部分払の回数 4回以内
(3) 支払請求に関する特記あり
- 8 契約特記 特記事項なし

上記の事業について、事業内容の適切な履行により市政の円滑な運営に資することを契約の目的として、発注者を甲とし、契約者を乙として、次の約款により契約する。

契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、令和●年●月●日から本契約の締結までの間に、当事者がなした本契約に定める行為に相当する行為は、本契約に基づくものとみなして、本契約を適用する。

令和●年●月●日

(甲) 発注者 愛知県豊田市西町3丁目60番地
豊田市
代表者 豊田市長 太田 稔彦

(乙) 契約者 ●●グループ
代表構成員
住所
会社名
代表者

(乙) 契約者 ●●グループ 構成表

代表構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	

豊田市設計施工契約約款

第一章 基本的事項

- 第1条 総則
- 第2条 用語の定義
- 第3条 乙の業務
- 第4条 書面主義
- 第5条 乙の説明、報告義務
- 第6条 権利、義務の譲渡等の禁止
- 第7条 秘密の保持
- 第8条 特許権等の使用
- 第9条 契約の保証
- 第10条 監督員

第二章 設計業務・工事監理業務

- 第11条 設計業務
- 第12条 工事監理業務
- 第13条 工事監理業務方針の説明
- 第14条 業務計画書
- 第15条 管理技術者等
- 第16条 設計成果物の説明、提出
- 第17条 工程表の提出
- 第18条 著作権の譲渡等
- 第19条 意匠権の登録等
- 第20条 著作物の利用
- 第21条 意匠権の利用等
- 第22条 著作者人格権の制限
- 第23条 著作権・意匠権の譲渡禁止
- 第24条 業務の再委託
- 第25条 契約変更又は一時中止
- 第26条 乙の請求による設計業務の実施期間の変更
- 第27条 適正な契約期間の設定
- 第28条 乙の損害賠償負担
- 第29条 契約不適合責任
- 第30条 業務検査及び引渡し
- 第31条 業務報酬の支払
- 第32条 前金払
- 第33条 保証契約の変更
- 第34条 前払金の使用等
- 第35条 部分払
- 第36条 部分引渡し

第 37 条 前払金の不払に対する業務の中止

第 38 条 契約不適合責任期間等

第三章 施工業務

第 39 条 工事請負代金内訳書、工程表

第 40 条 一括下請負等の禁止

第 41 条 下請負人の通知

第 42 条 下請負人の健康保険等加入義務等

第 43 条 工事用地の確保等

第 44 条 関連工事の調整

第 45 条 現場代理人及び主任技術者等

第 46 条 工事の着手等

第 47 条 履行報告

第 48 条 工事関係者に関する措置請求

第 49 条 工事材料、建築設備の機器

第 50 条 支給材料、貸与品

第 51 条 監督員の立会い及び工事記録の整備等

第 52 条 条件変更等

第 53 条 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等

第 54 条 損害の防止

第 55 条 第三者に及ぼした損害

第 56 条 施工について生じた損害

第 57 条 不可抗力による損害

第 58 条 火災保険等

第 59 条 中間検査

第 60 条 完了検査及び引渡し

第 61 条 法定検査又はその他の検査

第 62 条 部分使用

第 63 条 部分引渡し

第 64 条 工事請負代金額の支払

第 65 条 前金払及び中間前金払

第 66 条 保証契約の変更

第 67 条 前払金の使用等

第 68 条 部分払

第 69 条 設計図書の変更

第 70 条 著しく短い工期の禁止

第 71 条 乙の請求による工期の延長

第 72 条 甲の請求による工期の短縮

第 73 条 工期の変更方法

第 74 条 工事請負代金額の変更に代える設計図書の変更

第 75 条 工事請負代金額の変更方法等

- 第 76 条 賃金又は物価の変動に基づく工事請負代金額の変更
- 第 77 条 施工上の契約不適合責任
- 第 78 条 施工上の契約不適合責任の期間等

第四章 共通事項

- 第 79 条 甲の損害賠償請求等
- 第 80 条 談合その他不正行為に係る賠償金の支払
- 第 81 条 乙の損害賠償請求等
- 第 82 条 甲の任意の中止権及び解除権
- 第 83 条 甲の中止権及び催告による解除権
- 第 84 条 甲の催告によらない解除権
- 第 85 条 談合その他不正行為に係る解除
- 第 86 条 暴力団等排除に係る解除
- 第 87 条 甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限
- 第 88 条 乙の中止権
- 第 89 条 乙の催告による解除権
- 第 90 条 乙の催告によらない解除権
- 第 91 条 乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限
- 第 92 条 解除に伴う措置
- 第 93 条 妨害等に対する報告義務等
- 第 94 条 紛争の解決
- 第 95 条 情報通信の技術を利用する方法
- 第 96 条 契約外の事項

豊田市設計施工契約約款

第一章 基本事項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、おのおの対等な立場において、日本国の法令を遵守して互いに協力し、信義を守り、誠実に、設計施工契約書、この設計施工契約約款（以下「本約款」という）、要求水準書及び設計図書を内容とする契約（以下「本契約」といい、その内容を変更した場合を含む。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 本契約は、設計施工契約書記載の場所に、工事目的物を建設（解体含む。以下「本計画」という。）するために必要となる設計業務、工事監理業務及び施工業務（以下これらを「本業務」という。）を乙が一括して引き受けることに関し、必要な事項について定めるものである。
- 3 甲は、その意図する契約の目的物（以下「成果物」という。）を完成させるため業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 本契約書若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙の協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段については、乙がその責任において定める。
- 5 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 6 乙は、業務を処理するに当たり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 7 本契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 本契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 本契約書及び要求水準書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 乙が共同企業体を結成している場合は、甲は、本契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った本契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行う本契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(用語の定義)

第2条 本契約において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 要求水準書

本計画に関する設計業務、施工業務及び工事監理業務において、乙が履行すべき業務の内容等について最低限満たすべき水準を示したものをいう。

(2) 設計成果物

要求水準書で特定された図面及び仕様書等をいう。

(3) 設計図書

設計成果物のうち、甲と乙が工事の内容として合意した図面及び仕様書をいう。

(乙の業務)

第3条 乙は、本契約に基づき、善良な管理者の注意をもって、次の各号に掲げる業務を、要求水準書に記載の業務の実施期間内に行う。

(1) 設計業務

要求水準書に記載された工事目的物の設計に関する業務をいう。

(2) 工事監理業務

要求水準書に記載された工事目的物の工事監理に関する業務をいう。

(3) 施工業務

設計図書に基づいて工事目的物の工事を完成し、引き渡す業務をいう。

(書面主義)

第4条 甲及び乙は、本契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

2 本約款の各条項に基づく指示、催告、請求、通知、届出、申出、協議、承諾、承認、確認及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、甲及び乙は、口頭により指示等を行うことができる。この場合において、甲及び乙は、当該事情がやんだ後速やかに、既に行った指示等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。

(乙の説明、報告義務)

第5条 乙は、本契約に定めがある場合、又は甲の請求があるときは、本業務の進捗状況について、甲に説明、報告しなければならない。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第49条第2項の規定による検査に合格したもの、設計図書に定める工事仮設物及び第68条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 乙が前払金の使用又は部分払等によっても、なお本契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の契約金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 4 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金債権の譲渡により得た金銭を本契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

（秘密の保持）

第7条 甲及び乙は、別段の合意をする場合を除き、本契約に関して、相手方から提供を受けた秘密を、正当な理由なく第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

- 2 甲及び乙は、設計成果物、未完了の設計成果物その他本業務を遂行するうえで得られた記録等を、正当な理由なく他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡する行為を行ってはならない。

（特許権等の使用）

第8条 乙は、設計業務の遂行方法及び設計成果物につき、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）を侵害した場合、その第三者に対して損害の賠償を行わなければならない。

- 2 乙は、施工業務を行うにあたり、特許権等の対象となっている工事材料、建築設備の機器、施工方法など（以下本条において「工事材料など」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 3 前2項において、甲が工事材料などを指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（契約の保証）

第9条 乙は、本契約書により契約保証金が免除されている場合を除き、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合にあっては、履行保証保険契約の締結後直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

（1）契約保証金の納付

（2）本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（3）本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（4）本契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

- 2 乙は、前項ただし書の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保険証券を寄託したものとみなす。

- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

- 4 乙が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合にあっては、当該保証は、第79条第4項各号に掲げる者が契約を解除する場合も保証するものでなければならない。

- 5 乙が第1項の規定により同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

(監督員)

第10条 甲は、監督員を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この約款に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 本契約の履行に関し乙又は乙の管理技術者や現場代理人等に対して行う指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 要求水準書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験、確認若しくは検査
- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める催告等については、第48条第4項及び設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

第二章 設計業務・工事監理業務

(設計業務)

- 第11条 乙は、建築士法（昭和25年法律第202号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他業務に関する法令を遵守し、本契約に基づき、建築物の質の向上に寄与するよう、公正かつ誠実に第3条第1号に定める設計業務を行う。
- 2 乙は、設計業務を遂行するにあたり建築士法等の法令に基づき必要となる資格を有する者（建築士法第20条の2及び同法第20条の3を含む。）に従事させなければならない。
 - 3 甲は、乙に対し、設計業務を遂行するにあたり必要となる情報を、乙の求めに応じて、的確かつ可能な限り詳細に提供しなければならない。
 - 4 甲は、設計業務に関し、必要あるときは乙に対し指示をすることができる。ただし、甲の指示の内容が建築士法、建築基準法その他業務に関する法令に抵触し、又は抵触するおそれがあると認められる場合、乙は撤回又は変更を求めることができる。

(工事監理業務)

- 第12条 乙は、建築士法、建築基準法その他業務に関する法令を遵守し、建築物の質の向上に寄与するよう、公正かつ誠実に第3条第2号に定める工事監理業務を行う。

- 2 乙は、工事監理業務を遂行するにあたり建築士法等の法令に基づき必要となる資格を有する者を従事させなければならない。

（工事監理業務方針の説明）

第 13 条 乙は、要求水準書に基づいて工事監理業務方針を策定し、その内容を甲に説明しなければならない。

（業務計画書）

第 14 条 乙は、各業務を開始したときは、直ちに業務計画書を甲に提出しなければならない。

（管理技術者等）

第 15 条 乙は、業務の管理及び統括を行う者として、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者を定め、甲の定めるところによりその者の氏名その他必要な事項を甲に届け出なければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

（1）建築設計及び設備設計 管理技術者

（2）工事監理 工事監理者

2 乙は、要求水準書に定めがある場合は、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その者の氏名その他必要な事項を甲に届け出なければならない。届け出た照査技術者を変更したときも、同様とする。

3 前項の照査技術者は、第 1 項各号に定める者を兼ねることができない。

4 第 45 条の現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、管理技術者又は照査技術者を兼ねることができるが、工事監理者を兼ねることはできない。

5 甲は、第 1 項各号に定める者若しくは第 2 項の照査技術者又は乙の使用人若しくは第 24 条の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者でその業務の実施につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対してその理由を明示して交替を求めることができる。

（設計成果物の説明、提出）

第 16 条 乙は、甲に対し、設計業務を遂行するうえで必要と認められる説明を適宜行うとともに、設計成果物に関して必要な説明を行い、これを提出する。

（工程表の提出）

第 17 条 乙は、本契約の締結後 5 日以内に要求水準書に基づいて、工程表を作成し、その内容を説明したうえで甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された工程表を遅滞なく審査し不相当と認めたときは、これを改めさせることができる。

3 本契約書の規定により契約期間又は要求水準書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して工程表の再提出を請求することができる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の規定による工程表の再提出の請求について準用する。この場合において、第 1 項中「本契約の締結後」とあるのは、「当該請求があった日から」と読み替えるものとする。

（著作権の譲渡等）

第 18 条 乙は、成果物が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下著作物に該当する成果物を「著作成果物」と、著作物に該当する工事目的物を「著作工事目的物」という。）に該当する場合は、当該著作成果物に係る乙の著作権（以下「著作権」という。）を当該著作成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作成果物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作成果物に該当する場合は、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作成果物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作成果物に該当する場合において、甲が当該著作成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合は、当該成果物の使用又は複製をし、また、第 7 条の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（意匠権の登録等）

第 19 条 乙は、工事目的物又は、成果物によって表現される建築物（それぞれの部分を含む。（以下「工事目的物等」という。））について、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下これらを「本件構造物」という。）の形状等に係る意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 3 条に基づく意匠登録を受ける権利を甲に無償で譲渡するものとする。ただし、本件構造物の形状等について、乙が意匠登録を受けることが適当と認められる場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、工事目的物等について、自らが意匠登録している場合、又は第三者が意匠登録していることを知っている場合、相手方に対し、その旨を書面をもって通知しなければならない。

（著作物の利用）

第 20 条 甲は別段の定めのない限り、次の各号に掲げるとおり著作成果物を利用することができる。

この場合において、乙は、甲以外の第三者に次の各号に掲げる著作成果物の利用をさせてはならない。

（1）著作成果物を利用して建築物を 1 棟（著作成果物が 2 以上の構えを有する建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき 1 棟ずつ）完成すること。

（2）前号の目的及び著作工事目的物の増築、改築、修繕、模様替え、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で著作成果物を複製し、又は変形、翻案、改変その他の修正をすること。

2 甲は、著作工事目的物を次の各号に掲げるとおり利用し、又は取り壊すことができる。

（1）写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

（2）増築し、改築し、修繕し、又は模様替えすること。

(意匠権の利用等)

第 21 条 乙は、設計業務において、自ら有する登録意匠（意匠法第 2 条第 3 項に規定する登録意匠をいう。この条において同じ。）を設計に用いるときは、甲に対し、本件構造物に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 甲及び乙は、第三者の登録意匠を利用する場合、意匠権の取扱いについて協議しなければならない。

(著作者人格権の制限)

第 22 条 甲は、著作成果物又は著作工事目的物の内容を公表することができる。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をする場合、甲の承諾を得なければならない。

(1) 著作成果物又は著作工事目的物の内容を公表すること。

(2) 著作工事目的物に乙の実名又は変名を表示すること。

3 乙は、前条及び第 1 項の場合において、別段の定めのない限り、甲に対し、著作工事目的物に関する著作権法第 19 条第 1 項の定める権利（氏名表示権）を、著作成果物及び著作工事目的物に関する著作権法第 20 条第 1 項の定める権利（同一性保持権）をそれぞれ行使しない。

(著作権・意匠権の譲渡禁止)

第 23 条 乙は、著作成果物及び著作工事目的物にかかる著作権を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、工事目的物等に係る甲又は乙が有する意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ本契約の相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の再委託)

第 24 条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。甲が要求水準書において指定した主たる部分についても、同様とする。

2 乙は、業務の一部を他の建築士事務所の開設者（建築士法第 23 条の 3 第 1 項及び同法第 23 条の 5）に請け負わせ、又は委任することができる。この場合、乙はあらかじめ委託業務再委託承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第三者に請け負わせ、又は委任しようとする業務の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 要求水準書において指定した軽微なもの

(2) 甲が委託業務再委託承認申請書の提出の必要がないと認めるもの

3 乙は、前項により業務の一部について他の建築士事務所の開設者に委託した場合、甲に対し、当該他の建築士事務所の開設者の受託に基づく行為全てについて責任を負う。

4 甲は、第 2 項の規定による申請について、その請負又は委任（以下「再委託」という。）が不適当と認めるときは、乙に対しその再委託を承認しないものとする。

5 甲は、乙に対して、業務の一部を再委託した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(契約変更又は一時中止)

第 25 条 甲は、乙が設計成果物を提出するまでの間において、必要がある場合は乙と協議して、要求水準書の内容、甲と乙の協議の内容又は既になした甲の指示に関して、追加若しくは変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額、契約期間又は要求水準書を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議して定める。

3 甲は、乙が設計成果物を甲に提出したのちに、設計変更等を行う必要が生じた場合、乙にこの変更に必要な設計業務を委託することとし、契約金額、契約期間など必要事項につき、甲及び乙は速やかに協議して書面によりこれを定めるものとする。

4 乙は、設計業務に関する甲及び乙間の合意事項又は承認事項を変更する必要がある場合は、速やかに甲にその旨を報告し、甲と協議のうえ、この変更に必要な設計業務を行う。

5 乙の責めに帰すことができない事由により、第 3 項による設計の変更その他が生じ、工事監理業務の内容を変更する必要があると認められる場合、甲及び乙は、速やかに要求水準書の内容、工事監理業務の実施期間及び工事監理業務報酬額の変更について協議しなければならない。

6 乙は、天災地変等乙の責めに帰すことができない正当な理由により契約期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付した契約期間延長願により契約期間の延長を申し出ることができる。

7 甲は、前項の規定による申出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り契約期間の延長を認めることができる。この場合において、甲は、その契約期間の延長が甲の責めに帰すべき事由によるときは契約金額を変更し、又は甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(乙の請求による設計業務の実施期間の変更)

第 26 条 乙は、その責めに帰すことができない事由により実施期間内に設計業務を完了することができないときは、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる設計業務の実施期間の変更を請求することができる。

(適正な契約期間の設定)

第 27 条 甲は、契約期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(乙の損害賠償負担)

第 28 条 乙は、業務を行うにつき他に損害を与えるおそれがあるときは、自己の費用をもって必要な予防措置を講じなければならない。

2 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害は、乙の負担とする。

3 乙は、天災その他不可抗力によって試験等に従事する業務の出来高部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。この場合における損害は、乙の負担とする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、その損害の原因が乙の善良なる管理者としての注意を怠らず、又は損害の防止に適切な措置をしたと認められるにもかかわらず発生したものであるときは、乙は甲にその損害の一部の負担を求めることができるものとし、損害額の算定及び負担割合等は、甲乙協議して定める。

(契約不適合責任)

- 第29条 甲は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(設計業務検査及び引渡し)

- 第30条 乙は、設計業務を終了したときは、工事着手前に設計成果物について甲の確認を受けなければならない。
- 2 乙は、設計業務及び工事監理業務を完了したときは、直ちに甲に成果物とともに完了届を提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の完了届を受理したときは、受理した日から10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を7日以内に乙に通知しなければならない。
- 4 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に補正しなければならない。
- 5 乙は、前項の規定による補正をしたときは、直ちに補正完了届を提出しなければならない。この場合における再検査については、第3項の規定を準用する。
- 6 甲は、第3項及び前項の検査によって業務の完了を確認した日をもって成果物の引渡しを受けるものとする。

(業務報酬の支払)

- 第31条 乙は、前条第6項の引渡し完了後、甲の定める手続により本契約において定めた業務報酬額を請求することができる。ただし、本契約において別段の定めをしたときはこの限りでない。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求のあった日から30日以内（その末日が法令の規定により定められた金融機関の休日に当たるときは、その日以後最初の金融機関の休日以外の日を当該期間の末日とみなす。）に乙に業務報酬額を支払わなければならない。

(前金払)

第 32 条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、業務報酬額の 10 分の 3 の範囲内において、甲が定めた率による額の前払金の支払を甲に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 甲は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 21 日以内（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの期間はこれに算入しない。また、その末日が法令の規定により定められた金融機関の休日に当たるときは、その日以後最初の金融機関の休日以外の日を当該期間の末日とみなす。）に前払金を支払わなければならない。

4 乙は、業務報酬額が著しく増額された場合は、その増額後の業務報酬額の 10 分の 3 の範囲内において、甲が定めた率により計算した額から受領済みの前払金額を控除した額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 乙は、業務報酬額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務報酬額の 10 分の 4 を超えるときは、甲が指定した期日までにその超過額を返還しなければならない。ただし、返還の期限内に前条第 1 項ただし書の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。

7 甲は、乙が第 5 項の期限内に超過額を返還しなかったときは、その返還しなかった額につき、同項の期限を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第 33 条 乙は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、業務報酬額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、第 1 項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 乙は、前払金額の変更を伴わない契約期間の変更が行われた場合は、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 34 条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（設計業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第 35 条 乙は、業務の完了前に、出来形部分に相応する契約金額相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、要求水準書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を 7 日以内に乙に通知しなければならない。

4 乙は、前項の規定による通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は当該請求があったときは、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第 1 項の契約金額相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第 3 項の通知をした日から 10 日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第 1 項の契約金額相当額 $\times$ (9 / 10 - 前払金額 / 契約金額)

6 第 4 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「契約金額相当額」とあるのは、「契約金額相当額から既に部分払の対象となった契約金額相当額を控除した額」とする。

7 甲が部分払をした既済部分は、甲の所有に帰する。ただし、引渡しは甲が特に指示する場合のほか、全体工事が完成するまで行わないものとし、引渡し完了までの管理は乙が善良な管理者の注意をもって行うものとする。

（部分引渡し）

第 36 条 成果物について、甲が要求水準書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の設計業務、施工業務及び工事監理業務が完了したときについては、第 30 条中「設計業務、施工業務及び工事監理業務」とあるのは「指定部分に係る設計業務、施工業務及び工事監理業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第 31 条中「業務報酬額」とあるのは「部分引渡しに係る業務報酬額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第 31 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る業務報酬額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する業務報酬額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第 31 条第 1 項の規定による請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る業務報酬額 = 指定部分に相応する業務報酬額 $\times$ (1 - 前払金額 / 契約金額)
- 指定部分に相応する支払済部分払金の額

（前払金の不払に対する業務の中止）

第 37 条 乙は、甲が第 32 条第 1 項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において必要があると認めるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え作業現場を維持し、若しくは労働者、調査機械器具等を保持するための費用その他の業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第 38 条 甲は、引き渡された成果物に関し、第 30 条第 6 項の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から 3 年以内でなければ、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることができない。

2 前項に規定する請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示し、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることにより行う。

3 甲が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲がその通知から 1 年を経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第 1 項に規定する請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、当該契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。

7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物に係る契約不適合が要求水準書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第三章 施工業務

(工事請負代金内訳書、工程表)

第 39 条 乙は、第 30 条第 1 項に規定する確認を受けた後、速やかに施工業務に係る工程表及び工事請負代金内訳書を甲に提出する。

2 乙は、工事請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 工事請負代金内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（一括下請負等の禁止）

第 40 条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に請け負わせること又は委任することはできない。

（下請負人の通知）

第 41 条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による下請負が不適当と認めるときは、乙に対しその下請負を中止し、又は変更させるものとする。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第 42 条 乙は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（乙が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

（1）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

（2）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

（3）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、乙は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、乙は、甲の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を甲に提出しなければならない。

（工事用地の確保等）

第 43 条 甲は、工事用地その他要求水準書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（要求水準書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、又は取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第 3 項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(関連工事の調整)

第 44 条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 45 条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、本契約締結後 5 日以内に、要求水準書及び甲の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に届け出なければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する者をいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、本契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、契約金額の変更、工期の変更、契約金額の請求及び受領、第 48 条第 1 項の規定による請求の受理、同条第 3 項の規定による決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権利の権限に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認めた場合は、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 乙は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事の着手等)

第 46 条 乙は、現場着工指示書発行後速やかに工事に着工するものとする。

2 甲は、乙が第 30 条第 1 項に規定する確認を受けた後に現場着工指示書を速やかに乙に発行する。

3 乙の責めに帰すべき事由により現場着工指示書の発行が遅れた場合は、工期の変更は行わない。

(履行報告)

第 47 条 乙は、要求水準書に定めるところにより、本契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第 48 条 甲は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認めるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任するものを除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著し

く不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料、建築設備の機器)

第49条 工事材料又は建築設備の機器の品質については、要求水準書に定めるところによる。要求水準書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 乙は、要求水準書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は建築設備の機器については、当該検査に合格したものをを用いるものとし、要求水準書において試験することを定めたものについては、当該試験に合格したものを使用する。この場合において、当該検査又は試験に直接要する費用は、乙の負担とする。ただし、要求水準書に別段の定めのない検査又は試験が必要と認められる場合に、これを行うとき、当該検査又は試験に要する費用及び特別に要する費用は、甲の負担とする。
- 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料又は建築設備の機器を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果、不合格と決定された工事材料又は建築設備の機器については、当該決定を受けた日から7日以内に受注者の責任においてこれを引き取り、工事現場外に搬出しなければならない。

(支給材料、貸与品)

第50条 甲が乙に支給する工事材料若しくは建築設備の機器（以下あわせて「支給材料」という。）又は貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによる。受渡場所は、要求水準書に別段の定めのないときは、工事現場とする。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査又は試験しなければならない。この場合において、当該検査又は試験の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し本契約の内容に適合しないこと（第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、使用することが適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡し、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料又は貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認めるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、要求水準書に定めるところにより、工事の完成、要求水準書の変更等によって不用となった支給材料（残材を含む。いずれも有償支給材を除く。）又は使用済の貸与品を甲に返還しなければならない。返還場所は、要求水準書に別段の定めのないときは工事現場とする。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失し若しくは毀損し、又は支給材料又は貸与品の返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

- 第51条 乙は、要求水準書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、要求水準書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 乙は、前2項に定めるもののほか、甲が特に必要があると認めて要求水準書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

（条件変更等）

- 第52条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知する。

- (1) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (2) 要求水準書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 乙は、設計図書によって施工することが適当でないと認めたときは、直ちに監督員に通知する。
- 3 第1項又は前項の場合において、甲又は乙は、相手方に対し、必要があると認められるときは工期若しくは工事請負代金額の変更、又は損害を及ぼしたときは必要な費用の負担を求めることができる。ただし、本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰すべき事由がある場合、乙は、当該変更を求めることができない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第53条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、その費用を負担して速やかに当該請求に従わなければならない。このために乙は、工期の延長を求めることはできない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認めるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 甲は、設計図書に適合しない疑いのある場合において、必要と認められる相当の理由があるときは、その理由を乙に通知のうえ、必要な範囲で破壊してその部分を検査することができる。
 - 3 前項による破壊検査の結果、設計図書に適合しないと認められる場合は、破壊検査に要する費用は、乙の負担とする。また、設計図書に適合していると認められる場合は、破壊検査及びその復旧に要する費用は、甲の負担とし、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。
 - 4 監督員は、乙が第49条第2項又は第51条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 5 前項に定めるもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認める相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 6 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 7 次の各号のいずれかの事由によって生じた設計図書に適合しない施工については、乙は、その責めを負わない。
 - (1) 甲の指示によるとき。
 - (2) 支給材料、貸与品によるとき。
 - (3) 第49条第2項の検査又は試験に合格した工事材料又は建築設備の機器によるとき。
 - (4) その他施工について甲の責めに帰すべき事由によるとき。
 - 8 前項のときであっても、施工について乙の故意若しくは重大な過失があるとき、又は乙がその適当でないことを知りながらあらかじめ甲に通知しなかったときは、乙は、その責任を免れない。ただし、乙がその適当でないことを通知したにもかかわらず、甲が適切な指示をしなかったときはこの限りではない。

(損害の防止)

第 54 条 乙は、工事目的物の完成引渡しまで、自己の費用で、工事目的物、工事材料、建築設備の機器又は近接する工作物若しくは第三者に対する損害の防止のため、要求水準書と関係法令に基づき、工事と環境に相応した必要な処置をする。

- 2 工事目的物に近接する工作物の保護又はこれに関連する処置で、甲と乙が協議して、前項の処置の範囲をこえ、工事請負代金額に含むことが適当でないと認めたものの費用は甲の負担とする。
- 3 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 4 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 5 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 6 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認める部分については、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 55 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 58 条第 1 項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、乙がその処理解決にあたる。ただし、乙だけで解決し難いときは、甲は、乙に協力する。
- 4 工事目的物又はその出来形に基づく日照障害、風害、電波障害等の事由によって第三者との間に紛争が生じたとき、又は損害を第三者に与えたときは、その解決にあたり、必要あるときは、乙は、甲に協力する。この場合、第三者に与えた損害を補償するときは、甲がこれを負担する。ただし、本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰すべき事由による場合は、損害の補償は乙の負担とする。
- 5 第 1 項ただし書、第 2 項、第 3 項又は前項（ただし書の場合を除く。）の場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。

(施工について生じた損害)

第 56 条 工事目的物の完成引渡しまでに、工事目的物又はその出来形、工事材料、建築設備の機器、支給材料、貸与品、その他施工について生じた損害（前条第 1 項若しくは第 2 項又は次条第 1 項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担し、工期は延長しない。

- 2 前項の損害のうち、次の各号の一の場合に生じたもの（第 58 条第 1 項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）は、甲の負担とし、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができる。

- (1) 甲の都合によって、乙が着手期日までに工事に着手できなかったとき、又は甲が工事を繰り延べ若しくは中止したとき。
- (2) 支給材料又は貸与品の受渡しが遅れたため、乙が工事の手持ち又は中止をしたとき。
- (3) 前払又は部分払が遅れたため、乙が工事に着手せず又は工事を中止したとき。
- (4) その他甲の責めに帰すべき事由によるとき。

(不可抗力による損害)

第 57 条 工事目的物の完成引渡しまで、天災等（要求水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲と乙のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器（有償支給材料を含む。）又は施工用機器（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び次条第 1 項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第 49 条第 2 項、第 51 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 68 条第 3 項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち契約金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、甲が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「契約金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(火災保険等)

第 58 条 乙は、工事目的物の完成引渡しまで工事の出来形部分と工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器等に要求水準書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を付さなければならない。要求水準書に定められたその他の損害保険についても同様とする。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物、工事材料、建築設備の機器等に第 1 項の規定による保険以外の保険を付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(中間検査)

第 59 条 甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、工事の適正な技術的施工を確保するため必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。

2 検査員は、前項の検査に当たり必要があると認めるときは、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

3 前 2 項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(完了検査及び引渡し)

第 60 条 乙は、工事を完了したときは、設計図書のとおりを実施されていることを確認して、その旨を甲に通知し、甲は、速やかにこれに応じて乙の立会いのもとに検査を行う。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に乙の立会いの上、要求水準書の定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 甲は、乙が第 1 項の規定による申出を行わないときは、工事目的物の引渡しを契約金額の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 乙は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、補修の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

7 乙は、工事目的物完成後速やかに仮設物の取払、あと片付けなどの処置を行う。

8 前項の処置が遅れているとき、催告しても正当な理由なくお行われなときは、甲は、代わってこれを行い、その費用を乙に請求することができる。

9 甲が第 4 項の引渡しを受けることを拒み、又は引渡しを受けることができない場合において、乙は、引渡しを申し出た時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、工事目的物を保存すれば足りる。

10 前項の場合において、乙が自己の財産に対するのと同じの注意をもって管理したにもかかわらず工事目的物に生じた損害及び乙が管理のために特に要した費用は、甲の負担とする。

(法定検査又はその他の検査)

第 61 条 前条の規定にかかわらず、乙は、法定検査（建築基準法第 7 条から同法第 7 条の 4 までに定められる検査その他要求水準書に定める法令上必要とされる関係機関による検査のうち、甲が申請者となっているものをいう。以下に同じ。）に先立つ適切な時期に、工事の内容が設計図書のとおり実施されていることを確認して、甲に通知し、甲は、速やかにこれに応じて乙の立会いのもとに検査を行う。

- 2 前項の検査に合格しないときは、乙は、速やかに補修又は改造し、甲の検査を受ける。
- 3 甲及び乙は、法定検査に立ち会う。この場合において、乙は、必要な協力をする。
- 4 法定検査に合格しないときは、乙は、補修、改造その他必要な処置を行い、その後については、前三項の規定を準用する。
- 5 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、所定の検査に合格しなかった原因が乙の責めに帰すことのできない事由によるときは、必要な処置の内容につき、甲及び乙が協議して定める。
- 6 乙は、甲に対し、前項の協議で定められた処置の内容に応じて、その理由を明示して必要と認められる工期の延長又は工事請負代金額の変更を求めることができる。
- 7 乙は、前条及び前各項の規定に定めるほか、要求水準書に甲の検査を受けることが定められているときは、当該検査に先立って、工事の内容が設計図書とおりに実施されていることを確認して、甲に通知し、甲は、速やかに乙の立会いのもとに検査を行う。
- 8 前項の検査に合格しないときは、乙は、速やかに補修又は改造し、甲の検査を受ける。

(部分使用)

第 62 条 甲は、第 60 条第 4 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の書面による同意を得て使用することができる。この場合において必要があるときは、甲は、乙の立会いの上、当該使用部分の出来形を確認しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第 1 項の規定による使用により乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(部分引渡し)

第 63 条 工事目的物について、甲が要求水準書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 60 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、次条中「工事請負代金額」とあるのは「部分引渡しに係る工事請負代金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される次条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約金額の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約金額の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される次条第 1 項の規定による請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る契約金額の額} = \text{指定部分に相応する契約金額の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{契約金額}) \\ - \text{指定部分に相応する支払済部分払金の額}$$

（工事請負代金額の支払）

- 第 64 条 乙は、第 60 条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格したときは、工事請負代金額の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から 40 日以内に工事請負代金額を支払わなければならない。
- 3 甲は、その責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、検査期間満了となる期日の翌日から検査に合格した日までの期間の日数を 40 日から差し引いた期間内に工事請負代金額を支払わなければならない。

（前金払及び中間前金払）

- 第 65 条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、工事請負代金額の 10 分の 4 の範囲内において、甲が定めた率による額の前払金の支払を甲に請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 甲は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 21 日以内（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの期間は、これに算入しない。また、その末日が法令の規定により定められた金融機関の休日に当たるときは、その日以後最初の金融機関の休日以外の日を当該期間の末日とみなす。）に前払金を支払わなければならない。
- 4 乙は、第 1 項の規定により前払金の支払を受けた後、中間前払金に関し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、工事請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払を甲に請求することができる。この場合において、前項の規定を準用する。
- 5 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ甲の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、乙から当該認定に係る請求があったときは、甲は、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。
- 6 乙は、工事請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の工事請負代金額の 10 分の 4 の範囲内において、甲が定めた率により計算した額（第 4 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、増額後の工事請負代金額の 10 分の 4 の範囲内において、甲が定めた率により計算した額及び増額後の工事請負代金額の 10 分の 2 の額の合計額）から受領済みの前払金額を控除した額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合において、第 3 項の規定を準用する。
- 7 乙は、工事請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の工事請負代金額の 10 分の 5（第 4 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）を超えるときは、甲が指定した期日までにその超過額を返還しなければならない。ただし、返還の期限内に第 73 条の規定により支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認めるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。

- 9 甲は、乙が第7項の期限内に超過額を返還しなかったときは、その返還しなかった額につき、同項の期限を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第66条 乙は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、工事請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 乙は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合は、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第67条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 2 前項の場合において、現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる額は、前払金の100分の25以内とする。

(部分払)

- 第68条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第49条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する工事請負代金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、要求水準書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による通知があつたときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は当該請求があつたときは、適法な請求書を受理した日から40日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の工事請負代金額相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の工事請負代金額相当額 $\times$

($9/10 - \text{工事請負代金に係る前払金額} / \text{工事請負代金額}$)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「工事請負代金額相当額」とあるのは、「工事請負代金額相当額から既に部分払の対象となった工事請負代金額相当額を控除した額」とする。
- 8 甲が部分払をした既済部分は、甲の所有に帰する。ただし、引渡しは甲が特に指示する場合のほか、全体工事が完成するまで行わないものとし、引渡し完了までの管理は乙が善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(設計図書の変更)

- 第69条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

- 第70条 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

- 第71条 乙は、天候の不良、第44条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。甲は、その工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認める変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による工期の短縮)

- 第72条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を乙に請求することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、必要があると認めるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第73条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（第 71 条の場合にあっては甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（工事請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第 74 条 甲は、第 8 条、第 50 条、第 52 条から第 54 条まで、第 56 条、第 57 条、第 62 条、第 69 条、第 71 条、第 72 条、第 76 条、第 83 条の規定により工事請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、工事請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の工事請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（工事請負代金額の変更方法等）

第 75 条 工事請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、工事請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく工事請負代金額の変更）

第 76 条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により工事請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して工事請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（工事請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する工事請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、工事請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により工事請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく工事請負代金額の変更の基準とした日」とする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、工事請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項に定めるもののほか、工事請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、工事請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、工事請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の規定により請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(施工上の契約不適合責任)

- 第77条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 甲は、乙に対し、施工上の契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、施工上の契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(施工上の契約不適合責任の期間等)

- 第78条 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第60条第4項又は第5項（第63条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般

的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示し、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることにより行う。
- 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。
- 8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 本契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合は、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物に係る契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第四章 共通事項

（甲の損害賠償請求等）

第79条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- （1）契約期間内に業務を完了することができないとき。
- （2）本契約の成果物に第29条に規定する不適合があるとき。
- （3）工事目的物に契約不適合があるとき。
- （4）第83条、第84条又は第86条の規定により工事目的物の完成後に本契約が解除されたとき。
- （5）前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 乙は、前項第1号に該当することとなった場合は、甲に対し遅滞なくその理由を申し出なければならない。

- 3 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の損害賠償に代えて、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第83条、第84条又は第86条により工事目的物の完成前に契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 4 次に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項各号又は第3項各号に定める場合（前項の規定により第3項第2号に該当するものとみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項の規定は適用しない。
- 6 第1項第1号の場合に該当する場合であって、甲が工期の経過後相当の期間内に完成する見込みがあると認めたときは、乙に契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を請求するものとする。
- 7 第3項の場合（第84条第17号及び第86条の規定により本契約が解除された場合を除く。）において、第9条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

- 第80条 乙は、本契約に関して、第85条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も、同様とする。
- 2 乙は、第85条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 第85条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 第85条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が談合その他不正行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(乙の損害賠償請求等)

第 81 条 乙は、本契約に別段の定めのあるほか、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 88 条第 1 項の規定により本業務が中止されたとき (ただし、同項第 6 号は除く。)

(2) 第 89 条及び第 90 条の規定により本契約が解除されたとき。

(3) 甲が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 64 条第 2 項 (第 63 条において準用する場合を含む。) の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の任意の中止権及び解除権)

第 82 条 甲は、乙が本業務を完了しない間は、必要によって、書面をもって乙に通知して、本業務の全部又は一部を中止し、又は本契約を解除することができる。この場合、甲は、これにより生じる乙の損害を賠償する。

2 甲は、書面をもって乙に通知して、前項で中止された本業務を再開させることができる。

3 第 1 項により中止された本業務が再開された場合、乙は、甲に対して、その理由を明示して、必要と認められる実施期間の変更又は設計業務報酬額、工事監理業務報酬額若しくは工事請負代金額の変更を請求することができる。

(甲の中止権及び催告による解除権)

第 83 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象 (以下「天災等」という。) であって乙の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認めるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

3 甲は、前 2 項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面をもって乙に通知して本業務を中止し、又は書面をもって、乙に相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。ただし、当該期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第 6 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 乙が正当な理由なく、実施期間内に設計業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。

- (4) 工事が正当な理由なく工程表より著しく遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、乙が工事目的物を完成する見込みがないと認められるとき。
 - (5) 乙が第 15 条第 1 項各号又は第 45 条第 1 項第 2 号に定める者を定めなかったとき。
 - (6) 乙が第 53 条第 1 項の規定に違反したとき。
 - (7) 乙が正当な理由なく、第 29 条又は第 77 条の履行の追完を行わないとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反したとき。
- 4 甲は、書面をもって乙に通知して、前項で中止されたこの工事を再開させることができる。

(甲の催告によらない解除権)

第 84 条 甲は、次条及び第 86 条の規定による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知し直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰する理由により契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の重要な事項に違反したとき。
- (3) 契約履行について不正行為をしたとき。
- (4) 契約履行上必要とされる資格の取消し又は停止を受けたとき。
- (5) 乙が第 6 条第 1 項の規定に違反して契約金債権を譲渡したとき。
- (6) 乙が第 6 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た金銭を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (7) 乙が第 40 条の規定に違反したとき。
- (8) 乙が建築士事務所の登録若しくは建設業の許可を取り消されたとき、その登録若しくは許可が効力を失ったとき、又は建設業法の規定により営業の停止を受けたとき。
- (9) 乙が本業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (10) 引き渡された工事目的物に設計成果物の契約不適合又は施工上の契約不適合がある場合において、当該契約不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、本契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (11) 乙が本業務の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (12) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。
- (13) 本業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (14) 合併、株式交換、株式移転又は株式の過半数の譲渡により、乙の支配権に変動があったとき。その際は、乙は速やかに甲に通知するものとする。
- (15) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても本契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (16) 乙が第 89 条本文又は第 90 条各号のいずれかに規定する理由がないにもかかわらず、本契約の解除を申し出たとき。
- (17) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 85 条 甲は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第 86 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人、営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者、支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団、暴力団員又は暴力団関係者がいると認められるとき。

- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 本契約に係る再委託契約その他の契約について、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等を再委託契約その他の契約（本契約に係るものの以外の契約を含む。）の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (7) 前2号に掲げる場合のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 甲は、前2項の規定により契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 4 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第87条 第83条第3項各号及び第84条各号に定める事由が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第83条第1項本文及び第84条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の中止権）

第88条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、書面をもって、相当の期間を定めて催告してもなお解消されないときは、本業務の全部又は一部を中止することができる。ただし、第6号の場合は、甲への催告を要しない。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- (1) 甲が前金払、中間前金払又は部分払を遅滞したとき。
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により、設計業務が遅滞したとき。
 - (3) 甲が正当な理由なく本契約に定める協議に応じないとき。
 - (4) 甲が第43条の敷地及び工事用地などを乙の使用に供することができず、乙が施工できないとき。
 - (5) 前各号のほか、甲の責めに帰すべき事由により工事が著しく遅延したとき。
 - (6) 不可抗力のため、乙が施工できないとき。
- 2 前項における中止事由が解消したときは、乙は、本業務を再開する。

- 3 前項により本業務が再開された場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる実施期間の変更又は設計業務報酬額、工事監理業務報酬額若しくは工事請負代金額の変更を請求することができる。
- 4 第2項により本業務が再開された場合、甲は、乙が業務の続行に備え作業現場を維持し、若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の業務の中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(乙の催告による解除権)

第89条 乙は、甲が本契約に違反した場合は、書面をもって、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第90条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって甲に通知して直ちに本契約の解除をすることができる。

- (1) 第82条第1項又は第88条第1項において設計業務の中止期間が当初の契約期間の3分の2（契約期間が30日以下の場合にあっては、その契約期間）を超えたとき。
- (2) 第82条第1項又は第88条第1項による工事の中止期間が当初の契約期間の3分の2（契約期間が30日以下の場合にあっては、その契約期間）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が工事を著しく減少したため、工事請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲の責めに帰すべき理由により、契約の履行が不能となったとき又は甲がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても本契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第91条 第88条第1項各号、第89条本文及び前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、第88条第1項の規定による本業務の中止並びに第89条本文及び前条の規定による本契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第92条 工事目的物の完成前に、本契約が解除されたとき、甲は、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分を引き受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第65条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第73条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除

する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第 83 条から第 86 条までのいずれか又は第 79 条第 3 項の規定による場合にあってはその余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第 82 条、第 89 条又は第 90 条の規定による場合にあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。

- 4 乙は、本契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料又は貸与品があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料又は貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失し若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、本契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有し又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、又は取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第 4 項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第 83 条から第 86 条までのいずれか又は第 79 条第 3 項の規定による場合は甲が定め、第 82 条、第 89 条又は第 90 条の規定による場合は乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段及び第 5 項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 甲は、設計業務又は工事監理業務の完了前に解除された場合において、既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は当該引渡しを受けた既履行部分に相当する契約金額を乙に支払うものとする。
- 9 前項の場合において、第 32 条第 3 項の規定による前払金の支払があったときは、当該前払金の額（第 31 条第 1 項ただし書の規定による支払をしているときは、その支払において償却した前払金の額を控除した額）を既履行部分に相当する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を甲に返還しなければならない。
- 10 甲は、契約解除のときまでに乙から交付されている設計成果物及び未完了の設計成果物（以下すでに乙から交付されているものを「交付済み成果物等」という。）がある場合、これを利用することができる。
- 11 前項において、交付済み成果物等が著作物に該当する場合、第 18 条から第 23 条までの規定中、「著作成果物」を「交付済み成果物等」と読み替えて適用する。ただし、乙は、未完了の設計成果物について乙の氏名を表示してはならない。
- 12 第 9 項において、交付済み成果物等に、設計成果物の契約不適合がある場合には、第 38 条の規定中、「第 30 条第 6 項の規定による引渡しを受けた日」を「本契約を解除した日」と読み替えて適用す

るものとするが、未完了の設計成果物について、甲は、追完、報酬減額及び損害の賠償を請求することができない。

- 13 前各項の定めにかかわらず、甲又は乙の一方が、設計成果物の利用範囲（乙の特許権等を含む。）、著作権の帰属、設計成果物の契約不適合に対する責任等について協議を求めた場合、相手方は速やかに協議に応じるものとする。
- 14 甲が第 83 条第 1 項又は第 84 条により本契約を解除した場合に、清算の結果過払があるときは、乙は、過払額についてその支払を受けた日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を甲に返還しなければならない。
- 15 第 1 項に規定する場合において、第 2 項から第 7 項まで及び前項の規定のほか解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。
- 16 本業務の完了後に本契約が解除されたときは、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

（妨害等に対する報告義務等）

- 第 93 条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 甲は、乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の規定による甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、豊田市の調達契約からの排除措置を講ずることができる。

（紛争の解決）

- 第 94 条 本契約の施工業務に関して、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に甲が定めたものに乙が不服があるときその他本契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっ旋又は調停を請求することができる。ただし、審査会の管轄について定めのないときは、建設業法第 25 条の 9 第 1 項又は第 2 項に定める審査会を管轄審査会とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 48 条第 3 項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっ旋又は調停を請求することができない。
 - 3 甲及び乙は、その一方又は双方が審査会のあっ旋又は調停により紛争を解決できる見込みがないと認めたときは、仲裁合意を締結した場合にあっては、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 95 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約外の事項）

第 96 条 本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。